任意後見契約公正証書作成の手引

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について、代理権を与える契約(任意後見契約)を公証人の作成する公正証書を結んでおくというものです。そうすることで、本人の判断能力が低下した後に、任意後見人が、任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと本人を代理して、契約などをすることによって、本人の意思にしたがって適切な保護・支援をすることが可能になります。

<u>1. 必要書類</u>

- (1)本人(委任者)
 - ① 印鑑登録証明書(作成後3か月以内のもの)
 - ② 戸籍謄本
 - ③ 住民票
- (2)任意後見人(受任者)
 - ① 印鑑登録証明書(作成後3か月以内のもの)
 - ② 住民票

▶ 各1通

→ 各1通

2. 任意後見契約公正証書の作成に必要な費用

(1)公正証書作成の基本手数料

11,000円

(2)登記手数料

2,600円

(3)登記嘱託手数料

1.400円

(4)その他(郵送用の切手代及び証書代等)

10.000円

※ なお、委任者が病気等で役場に出向くことができないときは、公証人が委任者の自宅や病院まで出張して作成することもできます。

その場合には、病床執務加算(基本手数料の5割増)や日当(4時間以内は1万円)・交通費(実費額)が加算されます。

千葉公証役場

千葉市中央区富士見1丁目14番13号(千葉大栄ビル8階)

Tel 043-227-3661 Fax 043-227-3663

043-222-2876

043-222-0503

受付時間 午前 10時~11時 午後1時~4時

休業日 土曜日・日曜日・祝祭日